

岐阜県公報

目次

告示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

(治山課)

五二^{ページ}

道路の供用開始

(道路維持課)

五二

急傾斜地崩壊危険区域の指定

(砂防課)

五二

公示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(商業・金融課)

五三

県営土地改良事業計画の決定

(農地整備課)

五三

告示

岐阜県告示第四十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
郡上市明宝小川字浅谷一五八四、一五八五の四、一五八六の二、一五八九の二、一五九〇、一五九一の二、一五九一の三、一五九二から一五九六まで、一五九七の二から一五九七の四まで、字浅谷山一六二五の六、一六二五の七
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年一月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は決定の日）
県道	金山線	加茂郡川辺町下吉田字沢尻一〇〇番一地先から同郡同町同字同六八番地先まで	六・〇	平成二七・一・二七	平成二六・一・三

岐阜県告示第四十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

区域名	区域
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及	域

び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）

高山市松之木町

- 下三セノ
- 二九四四番 一号
- 二九四五番 二号
- 三〇二一番 三号
- 三〇二六番 四号
- 三〇六番 五号
- 二九二八番 六号
- 二二五番 七号
- 二九四〇番 八号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

区域名	区域
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）	域
高山市江名子町	
二五六八番 一号	
二六七三番 二四 一号	
二六七三番 一六 三号	
二六七三番 一九 四号	
二五八一番 一号	
二五八一番 五号	
二五七一番 六号	

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）（第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域名	区 域
野尻 2	次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 中津川市付知町字桜田 七七〇六番一 一号 七七〇八番一 二号 七七二二番三 三号 七六九八番二 四号 七七〇〇番四 五号 七七〇四番一 六号

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県恵那土木事務所及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）（第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十七年一月二十七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成二十七年一月十三日
- 二 届出者の氏名又は名称
コストコホールセールジャパン株式会社
- 三 建物の名称及び所在地
コストコホールセール羽島倉庫店
羽島市上中町中字前沼六六番 外
- 四 大規模小売店舗の新設日
平成二十七年十一月二十日
- 五 店舗面積
一〇、一二九平方メートル
- 六 駐車場の収容台数
七八五台
- 七 荷さばき施設の面積
四二五平方メートル

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）（第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十七年一月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社

瑞浪中部地区	施行に係る地区名
瑞浪市役所	縦覧場所
平成二七 ・一 一・二 五まで	縦覧期間